

松尾まちづくり協議会解散 及び
松尾住民自治協議会設立総会

要項



日時 令和3年4月29日 (木・祝)

19時から

場所 松尾小学校体育館

松尾まちづくり協議会解散及び松尾住民自治協議会設立総会要項

◎ も く じ

1. 松尾まちづくり協議会解散総会 式次第 . . . P 1
2. 松尾まちづくり協議会 基本理念 . . . P 2
3. 令和2年度松尾まちづくり協議会役職者、運営委員・顧問名簿 . . . P 3
4. 令和2年度松尾まちづくり協議会地区長、部会選出代議員名簿 . . . P 4
5. 令和2年度松尾まちづくり協議会活動報告（第1号議案） . . . P 5
6. 令和2年度松尾まちづくり協議会収支決算書（第2号議案） . . . P 10
7. 新組織への移行について（第3号議案） . . . P 12
8. 松尾まちづくり協議会会則 . . . P 13
9. 松阪市住民協議会条例 . . . P 18
10. 松尾住民自治協議会設立総会 式次第 . . . P 20
11. 松阪市地域づくり組織条例 . . . P 21
12. 松尾住民自治協議会会則 （第1号議案） . . . P 24
13. 松尾住民自治協議会組織図 . . . P 29
14. 令和3年度松尾住民自治協議会役員を選任について（第2号議案） . . . P 30
15. 松尾住民自治協議会 基本理念 （第3号議案） . . . P 31
16. 松尾まちづくり協議会 地域計画書（第4号議案） . . . P 32
17. 令和3年度松尾住民自治協議会活動計画 （第5号議案） . . . P 43
18. 令和3年度松尾住民自治協議会収支予算 （第6号議案） . . . P 47
19. 令和3年度松尾住民自治協議会部会選出代議員名簿 . . . P 49
20. 令和3年度松尾住民自治協議会地域選出代議員名簿 . . . P 50

松尾まちづくり協議会解散総会 式 次 第

第一部

- ・開会の辞（進行）
- ・会長挨拶
- ・来賓挨拶
- ・祝電披露

第二部

- ・資格審査報告
- ・議長の選出
- ・議長挨拶
- ・議事録署名者（2名）、書記の任命

議 事

- ・第1号議案・・・令和2年度活動報告
- ・第2号議案・・・令和2年度収支決算報告 並びに
監査結果報告
- ・第3号議案・・・新組織への移行について
- ・議長降壇

松尾まちづくり協議会 基本理念

1. 私たちは、地域の声に耳を傾け、多くの住民が参加できるまちづくりを推進します。
2. 私たちは、安全・安心で、住み良い環境のまちづくりを推進します。
3. 私たちは、地域の伝統・文化を継承し、新しいまちづくりを推進します。
4. 私たちは、行政との協働を積極的に進めるまちづくりを推進します。

令和2年度松尾まちづくり協議会役職者、運営委員・顧問名簿
役職

会 長	村 田 善 清
副 会 長	小 阪 秀 樹
	田 畑 辰 生
	梶 間 美 代 子
会 計	杉 山 貴 雄
書 記	中 川 清
監 事	櫛 田 壽 一
	吉 田 敏 昭

運 営 委 員 長	矢 ケ 瀬 学
副 運 営 委 員 長	沖 本 昌 之

事 務 局 長	垣 本 長 生
---------	---------

運営委員・顧問

自 治 連 合 会	自治会長	渡 邊 悟
	〃	小 森 裕 治
文 化 ・ 教 養 部 会	部 会 長	垣 本 長 生
	副 部 会 長	森 本 喜 之
	副 部 会 長	丸 川 恭 子
	顧 問	錦 洋 明
体 育 ・ 健 康 づ くり 部 会	部 会 長	沖 本 昌 之
	副 部 会 長	米 田 利 雄
	副 部 会 長	中 川 幸 美
	顧 問	橘 大 介
福 祉 部 会	部 会 長	渡 邊 光 公
	副 部 会 長	古 市 明 美
	顧 問	堀 川 和 良
安 全 防 災 部 会	部 会 長	奥 本 哲 也
	副 部 会 長	森 本 勝 美
	副 部 会 長	荒 山 富 明
	顧 問	坂 下 勝 志
生 活 環 境 部 会	部 会 長	渡 辺 登
	副 部 会 長	矢 ケ 瀬 学
	副 部 会 長	吉 田 誠 一
	顧 問	沖 本 勝 美

令和2年度松尾まちづくり協議会地区長、部会選出代議員名簿
地区長

岡 山 町	下 村	了
西 野 町	渡 邊	悟
丹 生 寺 町	渋 谷	良 輔
立 野 町	吉 田	敏 昭
岡 本 町	中 川	浩
藤 之 木 町	梶 間	勝 美
阿 形 町	西 川	孝 夫
大 足 町	櫛 田	壽 一
平 成 町	沖	忠 司
桜 通	小 森	裕 治

部会選出代議員

令和2年度松尾まちづくり協議会活動報告

- (1) 「イベントボランティアスタッフ」の募集について
昨年度に引き続き、各種イベントなどに協力してもらえるボランティアスタッフを募集しました。
- (2) 防犯灯設置補助金交付について
松尾地区の自治会等が管理する防犯灯の新設又は取替えに要する経費の一部を補助することにより、夜間における犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりの推進を図りました。
- (3) 掲示板設置等補助金交付について
松尾地区の自治会等が、公共の目的をもって地域住民への広報に供するための掲示板の設置、又は修繕に要する経費の一部を補助することにより、地域のコミュニティ活動の推進を図ることを目的としていましたが、今年度は各自治会からの要望がありませんでした。
- (4) 地域防犯活動等について
松尾自治連合会と協働して地域の防犯活動（青色回転灯を装着したパトロール車によるパトロール等）に引き続き取り組みました。
- (5) 避難所運営の組織化について
今後予想される大規模災害に対応するため、避難所を運営するスタッフ等の養成を行いました。
- (6) 松尾ふれあい図書館の活用について
松尾小学校図書室に開設した「松尾ふれあい図書館」の充実及びボランティア活動等について支援を行いました。
- (7) みえこどもの城との事業支援について
当協議会と中部台運動公園内にある「みえこどもの城」が連携を執り、互いに事業支援を行うことにより、地域住民が事業に参加しやすい環境を整えました。
- (8) 健康づくりスポレク支援について
「めざせ！日本一健康なまち松尾」をスローガンに掲げ、住民の健康維持を図り、地域間の交流、福祉の向上を目指し、前年度に引き続き「おもてなし抽選会」を実施するとともに健康づくりポスター、健康川柳を募集しました。また、スポーツやレクリエーションを自主運営する競技への支援を行いました。
- (9) 公共交通の推進
少子高齢化が進む中で、買物や通院などの移動手段として「第二次松阪市地域公共交通網形成計画」に基づき、令和3年3月から地域公共交通（デマンドタクシー）が運行されました。
- (10) 「地域計画」の推進について
当協議会の方向性を定めた「地域計画」を適正に進めるための行程表を作成し、その検証を行いました。

地区長会

(1) 一斉清掃活動

松尾地区の環境美化の一環として、松尾地区内の各地域において清掃活動を行いました。

文化・教養部会

(1) 地区納涼大会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(2) 地区文化祭

来館者 86名

11月7日(土)、公民館趣味クラブによる作品、あいさつ運動・不法投棄防止・健康づくりポスター、健康川柳の作品展示、地域の祭りや行事を集めたDVDの放映を行いました。

(3) 公民館共催事業

・ふれあい学級(年間5回)

・西ブロック公民館交流大会(グラウンドゴルフ大会)

(一般講座(育児講演会、相可高校料理教室)、ふれあい行事(ゲートボール大会、亀楽会、キッズクッキング)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。)

部会事務打合せ会議経過

6月12日(金) 役選会議

体育・健康づくり部会

(1) 地区健康ウォーキング大会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(2) 小学校運動会共催地区運動会

地区住民が参加できる2種目を実施する予定でしたが、小学校運動会縮小開催のため、実施を取りやめました。

(3) スポレク祭

参加者 53名

11月8日(日)、地域住民の誰もが参加できる行事としてグラウンドゴルフを実施しました。

(4) 健康づくり講座

参加者 24名

12月23日(水)、住民の健康意識向上を目的として、地区の成人の方を対象に健康づくりお誘い隊養成講座「野菜たっぷり!おいしく減塩」を開催しました。

部会事務打合せ会議経過

6月10日(水) 役選会議

福祉部会

(1) 福祉諸講座

日程及び講師との都合により、次年度に延期しました。

(2) 地区敬老会

参加者 423名

松尾小学校体育館にて敬老会を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため式典等は中止し、10月18日(日)に喜寿、米寿の方々に特別敬老記念品を、80歳以上の方々を対象に敬老記念品を配付しました。

(3) 福祉講演会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(4) 高齢者の集い（鶴亀ふれあいの集い）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(5) 配食サービス

参加者 125名

2月14日（日）、65歳以上独居者及び75歳以上だけでお暮らしの方々に弁当を配食しました。

(6) 高齢者見守り隊

認知症の方を中心とした高齢者の見守り隊の組織化を検討しました。

部会事務打合せ会議などの経過

8月24日（月） 地区敬老会打合せ

1月25日（月） 配食サービス打合せ

安全防災部会

(1) 普通・上級救急救命講習会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(2) 松阪市地域防災活動推進助成金活用事業

①地域防災活動事業

松尾地区の自治会所属の自主防災隊が所有する防災資機材の修繕等に係る経費について、各自治会からの要望はありませんでした。

②防災士支援事業

松尾まちづくり協議会に所属する防災士が、防災士会に納める年会費を負担しました。

(3) 防災訓練

参加者 47名

2月21日（日）、新型コロナウイルスに対応した初動期の避難所開設訓練を行いました。

(4) 「災害時における早期避難体制への取り組みと避難所運営委員会」事業

指定避難所の運営マニュアルに併せ、避難者に解り易い配置図やサイン類の整備を進め、災害時に掲示できるようパネルを製作しました。令和2年度の「地域の元気応援事業」では、要支援者名簿の作成とそれに関する資材、物資の整備を進め、大規模災害に備えた取り組みを行いました。

(5) 指定避難所備蓄品等調査及び避難者名簿等設置事業

大規模災害時に指定避難所及び備蓄品が有効に活用されることを目的として、松尾地区内の指定避難所における備蓄品の品目、数量、保管場所、施設管理者等に関する情報を継続して調査しました。また、指定避難所に設置してある避難者名簿を新たな簡易受付表並びに避難者名簿に置き換えます。

(6) 備蓄品整備事業

大規模災害時の避難所における、備蓄品の適正な保管をするとともに物資の整備を進めました。

(7) 大規模災害時における防災へのスキルアップ講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(8) 子どもの交通事故防止活動

交通安全協会と連携して、毎月11日「交通安全の日」の通学時に地区内の交通要衝地に立ち、通学児童の安全誘導を行いました。

(9) 地域イベントの交通安全整理の実施

主催団体の要請に基づき、参加者の交通安全を図るために、駐車場への案内及び歩行者の道路横断の交通整理を行いました。

(10) 高齢者向けの交通安全講習会の実施

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(11) 青色防犯パトロールの実施

自分たちが住む地域を守るボランティア防犯活動として、警察署と連携してパトロール車の運行計画の作成・実施を行いました。また、新規パトロール要員の講習会を実施しました。

部会事務打合せ会議などの経過

6月26日(金) 第1回防災部会 令和2年度の事業について

2月12日(金) 第2回防災部会 防災訓練について

生活環境部会

(1) 景観対策事業

松尾地区の景観保全と緑化推進活動等の一環として、休耕地を整備しました。

(2) 高齢者 健康交流事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(3) 児童とのふれあい事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

(4) あいさつ運動・不法投棄の防止活動

あいさつ運動・不法投棄防止の啓発のため、小学校児童・幼稚園児にポスターを描いてもらい、文化祭で展示しました。

(5) 「正しいごみの分別」事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

「役員会」会議報告

第1回	令和2年	4月7日(火)	合同会議	総会等について
第2回	令和2年	5月28日(木)	各部会の予定事業について	
第3回	令和2年	6月22日(月)	各部会の予定事業等について	
第4回	令和2年	7月20日(月)	公共交通等について	
第5回	令和2年	9月14日(月)	合同会議	住民自治協議会等について
第6回	令和2年	10月19日(水)	合同会議	スポレク祭等について
第7回	令和2年	11月16日(月)	合同会議	住民自治協議会等について
第8回	令和2年	12月18日(金)	合同会議	防災訓練、元気応援事業等について
第9回	令和3年	1月22日(金)	合同会議	防災訓練、公共交通等について
第10回	令和3年	2月19日(金)	合同会議	防災訓練、公共交通等について
第11回	令和3年	3月19日(金)	合同会議	

「運営委員会」会議報告

第 1回	令和 2年	4月 7日 (火)	合同会議	総会等について
第 2回	令和 2年	7月10日 (金)	各部会の	事業、公共交通等について
第 3回	令和 2年	9月14日 (月)	合同会議	住民自治協議会等について
第 4回	令和 2年	10月19日 (水)	合同会議	スポレク祭等について
第 5回	令和 2年	11月16日 (月)	合同会議	住民自治協議会等について
第 6回	令和 2年	12月18日 (金)	合同会議	防災訓練、元気応援事業等について
第 7回	令和 3年	1月22日 (金)	合同会議	防災訓練、公共交通等について
第 8回	令和 3年	2月19日 (金)	合同会議	防災訓練、公共交通等について
第 9回	令和 3年	3月19日 (金)	合同会議	

令和2年度 松尾まちづくり協議会 収支決算書

〔収入の部〕

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備考
前年度繰越金	1,221,752	1,221,752	
松阪市交付金	2,556,000	2,556,000	松阪市交付金 2,356,000円 地域の元気応援事業 200,000円
助成金	399,000	327,420	上半期地域福祉活動推進事業助成金 50,000円 歳末たすけあい地域福祉活動助成金 50,000円 小地域福祉活動団体助成金 92,420円 小地域福祉活動助成金 135,000円
地域負担金	1,170,000	1,303,300	地域振興事業費 800,000円 自治連合会補助 453,300円 教育環境整備期成会補助 50,000円
福祉基金繰越金	500,000	500,000	
雑収入	400,000	220,125	寄附金 16,000円 公共交通協賛金 60,000円 公共交通記念乗車券 144,100円 利子 25円
合計	6,246,752	6,128,597	

収入 6,128,597円 - 支出 4,618,560円 = 1,510,037円は松阪市地域づくり条例により設立される新組織へ引き継ぎます

令和3年4月2日 会計 杉山 貴雄

監査の結果 相違がないことを認めます

令和3年4月2日

監事

榑田 壽一

監事

吉田 敏昭



「幸せの黄色いレシートキャンペーン」 報告

	レシート金額	1%分	交換商品
前期	303,829円	3,000円	会議用お茶、のり、クリップ、付箋
後期	223,084円	2,200円	会議用お茶、クリップ

[支出の部]

(単位:円)

部会	項目	予算額	決算額	備考
地区長会	一斉清掃事業	80,000	80,000	各自治会に配分
	計	80,000	80,000	
文化・教養	松尾地区納涼大会	580,000	0	
	地区文化祭	230,000	95,446	交通指導員お茶、お礼8,752円、消耗品等86,694円
	公民館共催事業	130,000	15,950	コピー用紙等
	計	940,000	111,396	
体育・健康づくり	地区健康ウォーキング大会	130,000	0	
	小学校共催地区運動会	30,000	5,888	交通指導員お茶、お礼
	健康づくり講座、スポレク祭	170,000	100,879	健康づくり講座53,195円、スポレク祭47,684円
	計	330,000	106,767	
福祉	福祉諸講座	20,000	0	
	地区敬老会	580,000	522,942	記念品416,360円、スタッフ弁当・お茶38,620円、消耗品等67,962円
	福祉講演会	20,000	0	
	高齢者の集い	100,000	0	
	配食サービス	100,000	107,240	お弁当・お菓子104,100円、消耗品3,140円
	高齢者見守り隊	20,000	0	
	計	840,000	630,182	
安全防災	普通・上級救急救命講習会	60,000	0	
	松原市地域防災活動推進助成金活用事業	45,000	10,406	防災士会年会費
	防災訓練	150,000	93,233	災害備蓄用缶パン27,216円、ブルーシート37,664円、消耗品等28,353円
	避難所運営・整備事業	250,000	268,826	段ボールベット147,290円、マット68,400円、生理用品等30,012円、消耗品等23,124円
	指定避難所備蓄品等調査及び避難所名簿等設置等	10,000	1,007	マーカーペン
	備蓄品整備事業	130,000	186,870	防災倉庫
	大規模災害時における防災へのスキルアップ講座	50,000	0	
	交通安全対策事業	10,000	8,360	インクカートリッジ
	計	705,000	568,702	
生活環境	景観対策事業	50,000	0	
	児童と高齢者の交流事業	80,000	0	
	高齢者健康交流事業	80,000	0	
	あいさつ運動・不法投棄の防止活動	30,000	18,000	図書カード
	「正しいごみの分別」事業	50,000	0	
	計	290,000	18,000	
事務局	会議費	100,000	46,651	会議用お茶代
	事務用品・機材費・謝礼	80,000	142,057	切手7,224円、印刷代等11,642円、夕刊三重広告料11,000円、コピー用紙等112,191円
	保険代・イベント関連費	150,000	92,947	各事業参加者に対する保険料
	役職者行動費	150,000	164,700	協議会役員及び運営委員
	地域計画推進費	10,000	2,970	コピー用紙等
	人件費	600,000	729,000	4月分～3月分
	交際費	30,000	0	
	備品購入費	100,000	265,424	プリンター82,280円、パソコン135,300円、図書等47,844円
	車両維持費	110,000	94,390	ガソリン代10,278円、任意保険46,160円、青のト車検代他37,952円 ※半額負担
	計	1,330,000	1,538,139	
防犯灯補助	防犯灯補助	450,000	390,770	防犯灯補助
	災害緊急対策費	100,000	0	災害時破損防犯灯補助
	松尾ふれあい事業	70,000	11,114	切手・葉書1,743円、消耗品等9,371円
	健康づくり事業	500,000	283,240	抽選会賞品等241,579円、野菜苗等11,661円、スポレク支援30,000円
	公共交通対策費	100,000	380,250	記念式典資材20,000円、公共交通乗車券360,250円
	予備費	11,752	0	
	福祉基金	500,000	500,000	地区福祉会解散による残余金を積立
合計	6,246,752	4,618,560		

第3号議案

「松阪市住民協議会条例」の廃止に伴う「松尾まちづくり協議会」の解散と「松阪市地域づくり組織条例」に基づき設置する新組織への移行について

- 1 松尾まちづくり協議会を解散することに同意を求めます。
併せて、松尾まちづくり協議会にかかる一切の権利・財産を「松阪市地域づくり組織条例」に基づき設置される新組織「【仮称】松尾住民自治協議会」へ継承するものとします。

提案理由： 根拠法令の「松阪市住民協議会条例」が廃止されるため。
また、本年4月1日から「松阪市地域づくり組織条例」が施行されるに伴い新たに設置される新組織へ、松尾まちづくり協議会の事業等が移行するため。

- 2 「松阪市地域づくり組織条例」に基づく新組織の設立発起人の選任について

提案理由： 4月1日から施行される「松阪市地域づくり組織条例」に伴い設立する新組織を提案する発起人を定めるものとします。

() () () ()

- 3 「松阪市地域づくり組織条例」に基づく新組織の設立総会の代議員の選任について

提案理由： 4月1日から施行される「松阪市地域づくり組織条例」に伴い設立する新組織の設立総会の代議員を定めるものとします。

松尾まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、松尾まちづくり協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 阪内川の両岸に開けた農村地帯が、山林・田畑に開発された住宅団地と融合した、緑豊かな松尾地区が、今、時代の変化に伴う分権化の先取りや、少子高齢化に対応した住み良い地域社会を創造するため、各種組織・団体を含めた活動機関として、住民の一人一人が種々の問題解決に参画して、地域のことは地域で、自らの責任において積極的に活動して行く中で、時には行政とも協働しながら地域の理念に基づいて活動していくことを目的とする。

(事務所)

第3条 本協議会の事務所を松尾地区市民センター内に置く。

(会員)

第4条 協議会の会員は、松尾地区に居住する住民及び松尾地区で事業活動をする団体及び事業所を構成員とする。

(対象区域)

第5条 協議会の対象区域は、松尾小学校区全域とする。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、総会、役員会、運営委員会、地区長会及び部会をもって構成する。

2 総会は、代議員制を導入し、会員の中から選出された代議員をもって構成する。
なお、代議員の選出については、別に定める。

3 役員会は、第7条に定める会長、副会長、会計、書記、監事、事務局長をもって構成する。

4 運営委員会は、松尾地区自治連合会を代表する者（2名）、各部会長及び副部会長をもって構成する。

5 部会は、文化・教養部会、体育・健康づくり部会、福祉部会、安全防災部会、生活環境部会の5つの部会を設置する。

6 部会は必要に応じて、増減できる。その場合、役員会の承認を得て、後日、総会にて報告するものとする。

7 役員会の諮問機関として政策審議会を設置することができる。政策審議会委員の人数は若干名とし、会長が委嘱する。

(役職)

第7条 協議会に次の役職者を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
書記	若干名
監事	2名
事務局長	1名
運営委員長	1名
副運営委員長	1名

- 2 会長及びその他の役職者を含めて、選考委員会が選出し、総会で承認を得るものとする。
- 3 選考委員会の委員は、役員会が選出する。
- 4 役員は、会長、副会長、会計、書記、監事をもって構成し、そのうち2名以上は松尾地区自治連合会を代表する者または連合会から推薦された者とする。また、運営委員を兼務することはできない。

(役職者の任期)

第8条 役職者の任期は、定期総会をもって区切りとし、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員により新たに選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

(役職者の役割)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、総会を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。
- 4 書記は、協議会の運営及び活動に伴う会議録作成事務を担当する。
- 5 監事は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務の監査を担当する。
- 6 事務局長は、協議会全体を事務的に総括し、対外交渉を担当する。
- 7 運営委員長及び副運営委員長は、地域や各部会からの要望や事業計画等の調整を行い、役員会に提案説明をする。

(部会役員)

第10条 部会に次の部会役員を置く。

部会長	1名
副部会長	2名以内
書記	2名以内
会計	2名以内
顧問	若干名

- 2 部会役員は、各団体の構成員および公募委員の中から選出される。

(部会役員の任期)

第11条 部会役員の任期は定期総会をもって区切りとし、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員により新たに選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会、地区長会、政策審議会及び部会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する協議会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。

2 総会は、事業計画、事業実績、予算及び決算、会則の改廃、その他重要事項を審議し、決定する。

3 会長が必要と認めるとき、あるいは役員及び代議員の3分の2以上の要請があったときには、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

5 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。

ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 総会の議長は代議員より選出する。

(総会の傍聴)

第14条 会員は、定期総会又は臨時総会を傍聴することができる。

(役員会)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、運営委員会からの付議事項、協議会の重要事項、補助金の交付等を審議する。また、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができるものとする。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、協議会の運営に関すること、並びに各部会の事業計画、予算、事業実績、決算等を調整し、役員会へ付議する事項等を審議する。

3 運営委員会は、役員会の意見等について調整を図る。

(地区長会)

第17条 地区長会は、必要に応じて地区長代表が招集する。

2 地区長会は、役員会、運営委員会の決定事項を各自治会へ周知する。

3 地区長会は、所管する事項を審議する。

4 地区長会は、役員会、運営委員会へ意見を述べることができる。

(政策審議会)

第18条 政策審議会は、役員会の諮問機関として、第三者的見地から提言する。

(部会)

第19条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 顧問は部会への全般的なアドバイスを行う。

第4章 代議員

(代議員の定数)

第20条 代議員の定数は110名以内とし、会長が委嘱する。

2 代議員は、会員のうち、各自治会から自治会長の推薦を受けた会員、各部会から部会長の推薦を受けた会員及び公募により選出された会員とする。なお、代議員の選出の詳細については、別に定める。

(代議員の任期)

第21条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員により新たに選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員の役割)

第22条 代議員は定期総会又は臨時総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。

2 代議員は、協議会の総会において運営及び活動に関して、意見、要望あるいは提案をすることができるものとする。

第5章 事業

(事業実施)

第23条 第1条の目的を達するために、次の事業を行なう。

- 一 地区計画の策定に関すること
- 二 地域住民の健康と福祉の増進、文化・教養の向上、並びにレクリエーション等の実施に関すること
- 三 地域住民相互の情報交換、並びに交流・親睦に関すること
- 四 地域産業の活性化並びに生活環境の保持と改善向上に関すること
- 五 青少年健全育成に関すること
- 六 防災、防火、防犯、交通安全に関すること
- 七 各自治会や各種団体の活動の活性化と連絡協調、並びに行政との連絡協議に関すること
- 八 その他、協議会の目的達成のため必要なこと

(事業計画)

第24条 第6条第5項に規定する部会は、事業計画案を作成し、予算案とあわせて運営委員会に提出する。また、事業実施後は実績報告書を作成し、決算書とあわせて運営委員会に提出する。

2 事業計画に基づき、事業を実施しようとするときは、多くの地域住民の参画が得られるように広報活動等に努める。

(事業評価)

第25条 事業を実施したときは、運営委員会で事業の結果を分析し、評価を加え役員会に報告する。

2 役員会は、事業評価の結果に対し、政策審議会に諮問することができる。

第6章 会計

(会計)

第26条 協議会の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 収入は、市補助金、地域負担金、寄付金、その他収入をもって充てる。

(出納事務)

第27条 出納事務は、会計が責任をもって処理する。

2 協議会の予算書に基づき、金銭を支出するときは、別に定める様式に基づき事務局長の決裁で行う。

3 出納事務の取扱いについては、別に定める。

(補 足)

第28条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成21年4月30日から施行する。

(改定1) 平成22年4月30日から施行する。

(改定2) 平成23年4月30日から施行する。

(改定3) 平成24年4月30日から施行する。

(改定4) 平成25年4月30日から施行する。

(改定5) 平成28年4月30日から施行する。

(改定6) 平成31年4月30日から施行する。

○松阪市住民協議会条例

平成28年3月17日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行う住民協議会に関する事項を定めることにより、市と住民協議会との間の基本的関係を明らかにするとともに、住民協議会の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(住民協議会の認定要件等)

第2条 市長は、地域におけるまちづくりを行うために設立した、次の各号のいずれにも適合していると認められる団体を、まちづくりの主たる担い手である住民協議会として認定することができる。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域と定めていること。ただし、他の住民協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
- (2) 住民協議会の名称、目的、区域、事務所の所在地、役員、会議等を規定した規約を定めていること。
- (3) その区域に居住する個人及びその区域で活動する団体等を構成員とすること。
- (4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。

2 市長は、認定した住民協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。

- (1) 前項各号の規定に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 解散したとき又は辞散したと認められるとき。
- (3) その他住民協議会として適当でないとして認められるとき。

(住民協議会の役割)

第3条 住民協議会は、まちづくりを行うにあたって、構成員の意見を事業に反映させ、地域課題の解決や地域の特性を生かした活動に、自ら積極的に取り組むものとする。

2 住民協議会は、構成員のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題解決に取り組む人材の育成及び地域資源の有効活用に取り組むものとする。

3 住民協議会は、構成員の参画のもとに、地域のまちづくりの将来像や基本方向を定めた地域計画の策定に取り組むものとする。

4 住民協議会は、会の運営にあたっては、情報公開及び個人情報の保護に取り組むものとする。

(市の役割)

第4条 市は、身近な地域課題の解決については、その自主性及び自律性に配慮した上で、住民協議会に委ねることを基本とし、住民協議会との間で適切に役割分担を図るものとする。

2 市は、住民協議会の活動に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

(禁止事項)

第5条 住民協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(事務の委任)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、住民協議会を代表する者に対し、事務の一部を委任することができる。

(補則)

第7条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号 松阪市住民協議会条例に対する附帯決議

「議案第24号 松阪市住民協議会条例の制定について」が可決されたことで、住民協議会に対する活動交付金の交付については、法的な根拠が確立されたものの、平成24年4月に松阪市全43地区に設立された住民協議会には、そのあり方や運営等において、検討しなければならない課題がある。

そのことを認識する行政においては、早期に各地区の住民協議会や自治会連合会等から意見等を聴取する場を持ち、課題解消に向け取り組むことを強く求める。

松尾住民自治協議会設立総会 式 次 第

第一部

- ・開会の辞（進行）
- ・設立発起人挨拶
- ・移行にかかる経過説明（準備期間の経過）

議 事

- ・第1号議案・・・「松尾住民自治協議会会則」の制定及び
仮役員を選任について

第二部

- ・資格審査報告
- ・議長の選出
- ・議長挨拶
- ・議事録署名者（2名）、書記の任命

議 事

- ・第2号議案・・・役員を選任
- ・第3号議案・・・基本理念
- ・第4号議案・・・松尾まちづくり協議会「地域計画書（第二期）」の継承
について
- ・第5号議案・・・令和3年度活動計画
- ・第6号議案・・・令和3年度収支予算
- ・その他 役職者の紹介等
- ・議長降壇
- ・閉会の挨拶（進行）

○松阪市地域づくり組織条例

令和2年12月23日条例第55号

松阪市地域づくり組織条例

これまで地域においては、地域課題の解決を中心とした様々な地域づくり活動が自主的に行われてきました。人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化していく中、地域には多種多様な課題が生じてきており、地域が主体となった活動の活性化は住民生活にとって必要不可欠なものとなっています。

私たちは、しっかりと課題に向き合い、互いを尊重し合い、理解と信頼のもとで協力して、解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

地域と松阪市の役割を明らかにし、住民自治の発展と、誰もが安心して心豊かに暮らせる未来を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に地域づくりを行うため、松阪市（以下「市」という。）と地域づくり組織との間の基本的な関係を明らかにし、必要な事項を定めることにより、地域づくり組織の民主的かつ効果的な活動の確保を図り、もって持続的な協働の地域づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 地域をより良くしていくため、住民が主体となって課題解決などに取り組むことをいう。
- (2) 住民自治協議会 地域づくりを行うため、地域住民により設立された組織で、第3条第1項の規定により市長が認定したものをいう。
- (3) 連合会 住民自治協議会が第4条の規定により設置する松阪市住民自治協議会連合会をいう。
- (4) 地域づくり組織 住民自治協議会及び連合会をいう。
- (5) 協働 それぞれの役割や立場を理解、尊重し合い、互いに連携、協力して行う活動をいう。
- (6) 地域計画 地域の現状や将来を考え、住民自治協議会が地域の課題解決などに取り組むための基本となる計画をいう。
- (7) 基本協定 市と地域づくり組織が協働して地域づくりに取り組むため、必要な事項を定めたものをいう。

(住民自治協議会の認定要件等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも適合していると認められる団体を、地域づくりの主たる担い手となる住民自治協議会として認定する。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域と定めていること。ただし、他の住民自治協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
 - (2) 住民自治協議会の名称、目的、区域、事務所の所在地、事業、役員、会議等必要とする規定を会則等として定めていること。
 - (3) その区域に居住する個人及びその区域で活動する自治会その他団体等で構成すること。
 - (4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。
- 2 市長は、認定した住民自治協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。
- (1) 前項各号の規定に該当しなくなつたと認められるとき。
 - (2) 住民自治協議会の再編、統合に伴い解散するとき。
 - (3) その他住民自治協議会として適当でないとき。

(連合会の設置)

第4条 住民自治協議会は、全ての住民自治協議会で組織する連合会を設置するものとする。

(住民自治協議会の役割)

第5条 住民自治協議会は、地域に愛着を持ち、地域課題について地域でできることを主体的に考え、その解決への取り組みを地域計画として策定し、積極的に推進するものとする。

2 住民自治協議会は、地域活動の質を高め、地域づくりの担い手の発掘や人材の育成を進め、継続して地域づくりの推進に努めるものとする。

3 住民自治協議会は、基本協定を遵守し、地域づくりの推進に努めるものとする。

(連合会の役割)

第6条 連合会は、住民自治協議会相互及び市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に向け、住民自治協議会を支援するものとする。

2 連合会は、全ての住民自治協議会を代表し、市と基本協定を締結するものとする。

(市の役割)

第7条 市は、地域づくりの推進に関して、地域づくり組織との間で適切に役割分担を図るとともに必要な施策を講ずるものとする。

2 市は地域づくりに関し必要な情報については、地域づくり組織との情報共有に努めるものとする。

3 市は、住民自治協議会の活動及び連合会の運営に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

(禁止事項)

第8条 住民自治協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(4) その他市長が不相当と認めるもの
(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃止前の松阪市住民協議会条例（平成28年松阪市条例第2号）第2条第1項の規定による住民協議会の認定を受けている団体は、第3条の規定による住民自治協議会の認定を受けるまでの間、当該規定による認定を受けたものとみなす。

(松阪市住民協議会条例の廃止)

3 松阪市住民協議会条例は、廃止する。

松尾住民自治協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、松尾住民自治協議会（以下、「協議会」と云う。）と称する。

(目的)

第2条 阪内川の両岸に開けた農村地帯と、丘陵地に開発された住宅団地が融合した松尾地域は少子高齢化に対応した住み良い地域社会を創造するため、「松阪市地域組織条例」（令和3年4月1日施行）に基づき、自治会や各種組織・団体が地域の活動機関として、地域の身近な課題解決に参画し、地域のことは地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(対象区域)

第3条 協議会の対象区域は、松尾小学校区内の区域とする。

(事務所)

第4条 本協議会の事務所を松尾地区市民センター内に置く。

(事業)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 松阪市と住民自治協議会連合会が締結した基本協定（以下、基本協定という。）に関する業務
- (2) 生涯学習など公民館活動に関する事
- (3) 歴史、文化、伝統継承等に関する事
- (4) 軽スポーツを通して健康づくり事業の推進に関する事
- (5) 住民福祉の向上、交流事業に関する事
- (6) 防災、防火、防犯、交通安全等の事業に関する事
- (7) 地域振興等の事業に関する事
- (8) 環境美化、環境保全等に関する事
- (9) 自治会や各種団体の活動の活性化と連絡協調、並びに行政との連絡調整に関する事
- (10) 地域の将来像を描く「地域計画」の策定に関する事
- (11) その他、地域づくりの目的達成のために必要な事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、松尾地域に居住する住民及び松尾地域で活動する自治会、各種団体及び、事業所等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び部会等をもって組織する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監事を置く。

4 協議会に必要な応じて専門委員会を設置することができる。

第2章 役員等

(役職者の種別)

第8条 協議会に次の役職者を置くことができる。

- (1) 名誉会長 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 会長代理 1名
- (4) 副会長 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 書記 2名

- (7) 理事 (自治会長・部会長)
- (8) 事務局長 1名
- (9) 監事 2名
- (10) 相談役 若干名
- (11) 顧問 若干名
- (12) 運営委員 (各部会の部会長、副部会長及び、専門委員会の委員長、副委員長)
2役員は前項第1号から第11号の役職者とする。
3第1項第1号から第6号及び8号9号の役職者は、選考委員会が選任する。なお、
選考委員は役員会が選出する。また、10号11号の役職者は会長が委嘱する。

(役員決定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役職者の職務)

第10条 協議会の役員等は、次の職務にあたる。

- (1) 名誉会長は協議会の運営に意見を付すことができる。
- (2) 会長は、協議会を代表するとともに、重要事項を所掌する。
- (3) 会長代理は、専門事項を会長に代わって所掌する。
- (4) 副会長は、会長を補佐するとともに、担当部署を所掌する。
- (5) 会計は、出納事務を処理し会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (6) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (7) 理事は、各部会、自治会を代表して事業に参画する。
- (8) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (9) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (10) 相談役 会長の要請に応じて事業に参画する。
- (11) 顧問 会長の要請に応じて行事に参画する。
- (12) 運営委員は、各部会、専門委員会を司る。

(役員任期)

第11条 役員任期は承認の日から2年とし、再任を妨げない。但し、同一役職は4年を限りとする。
2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関であり、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は構成員のうち各自治会、各部会から推薦を受けた者及び、公募により選出された者とする。なお、代議員の選出の詳細については別に定める。

3 代議員の定数は100名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、欠員により新たに選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

4 代議員は定期総会又は臨時総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。

5 代議員は協議会の総会において運営及び活動に関して意見、要望あるいは提案をすることができる。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合。
 - (2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 構成員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第19条 止むを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することが出来る。

(総会の審議事項)

第20条 総会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 地域計画の決定に関すること。
- (2) 事業計画及び予算、並びに事業実績の報告及び決算の決定に関すること。
- (3) 規則の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員決定に関すること。
- (5) その他、重要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 会議

(役員会の構成)

第22条 役員会は第8条に定める役職者をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項

(4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会の構成)

第25条 協議会に次の部会を置く。また、部会は松尾地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

(1) 自治会長等で構成される「自治会部会」

(2) 公民館活動（歴史文化・伝統継承を含む）を推進する「公民館部会」

(3) スポーツの推進、体力向上を支援する「体育・健康づくり部会」

(4) 住民の福祉の向上や世代間交流を支援する「福祉部会」

(5) 住民の安心安全をサポートする「安全・防災部会」

(6) 地域の振興、環境保全を推進する「地域振興・環境部会」

2 各部会を構成する者の中から各部会長、副部会長を選出する。

(専門委員会の構成)

第26条 協議会に次の専門委員会を置く。

委員構成は、各部会を横断的な見地から構成する。

(1) 地域の将来目標を定める地域計画等の策定（評価）に関する事項を審議する委員会

(2) 避難所開設時の運営を主導する避難所運営委員会

(3) 松尾地区コミュニティ交通の運営等を協議する公共交通運行検討会

(4) 地域の青少年・高齢者等の見守りを協議する防犯見守り運営委員会

2 その他、協議会の目的達成のために必要な委員会を置くことができる。

3 各委員会を構成する委員の中から委員長を選出する。

(部会・専門委員会の役割)

第27条 部会及び専門委員会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び運営を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

(1) 各部会の事業計画及び予算並びに実績報告及び決算に関すること。

(2) 自治会部会は前号の他、基本協定第2条第2項及び第3項に定める事業に関すること。

(3) 公民館部会は本項第1号の他、松阪市公民館管理運営規則（教育委員会規則第34号）第2条に定める事業に関すること。

(4) その他、部会運営等に関すること。

3 専門委員会は役員会の付属機関として前条に定める事項を調査・研究し、その運営を行う。

第5章 会計及び監査

(会計)

第28条 協議会の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 協議会の経費は、市交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(出納事務)

第29条 出納事務は、会計が責任をもって処理する。

2 協議会の予算書に基づき、金銭を支出するときは、事務局長の決済とする。

3 出納事務の取り扱いについては別に定める。

(会計帳簿の整備)

第30条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第31条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会に報告する。

第6章 その他

(役員報酬等)

第32条 協議会は、役員に対する報酬等は支給しない。但し、行動に対する弁償金を支給する。弁償金については、別に定めるものとする。

(委任)

第33条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

(権利等の継承)

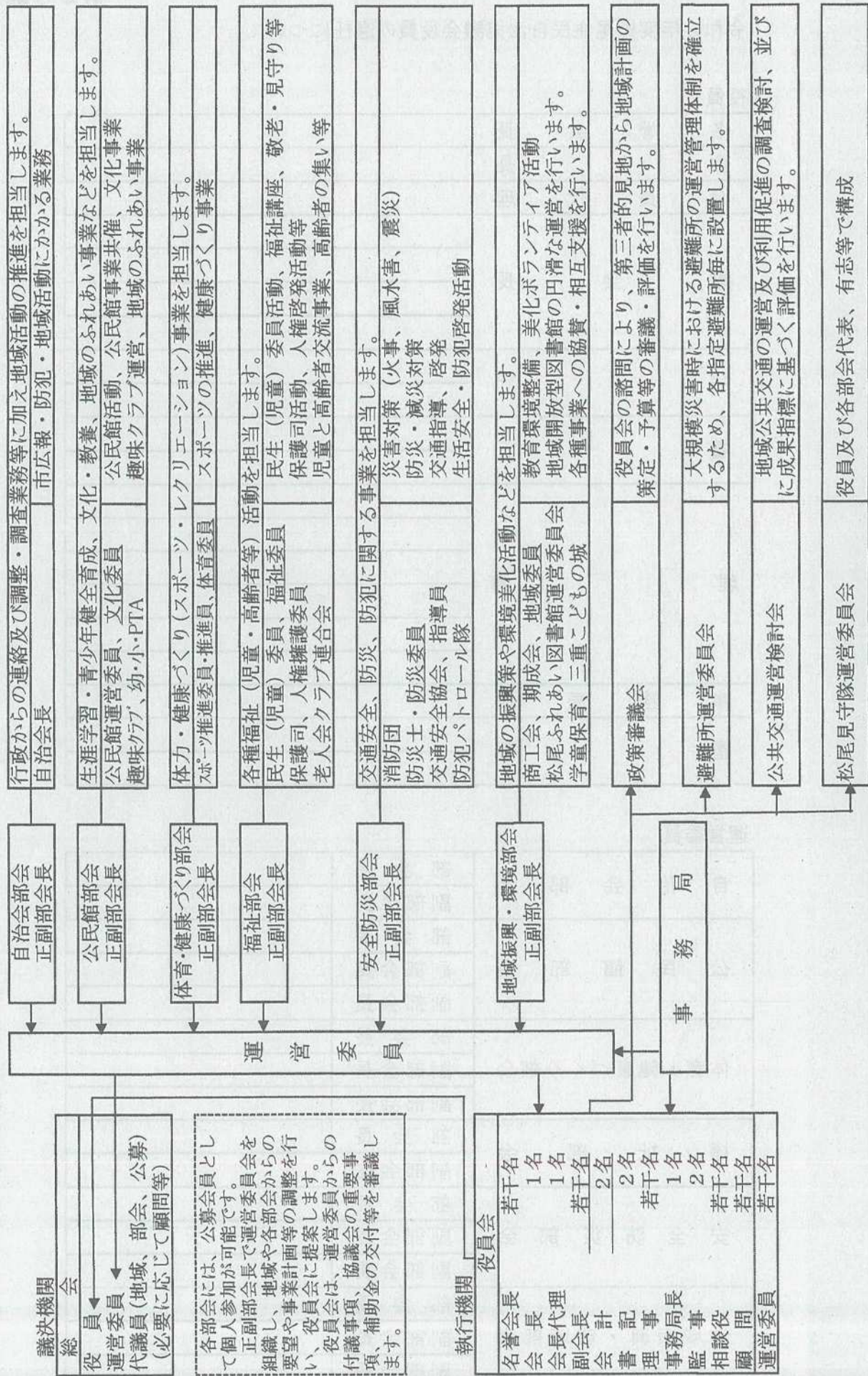
第34条 松尾まちづくり協議会にかかる一切の権利、財産は、松尾住民自治協議会が継承するものとする。

附則

1 この会則は、令和3年4月29日公布し、令和3年4月1日から適用する。

2 松尾まちづくり協議会会則は廃止する。

松尾住民自治協議会組織図 (R3改正)



令和3年度松尾住民自治協議会役員の選任について

役員

名 誉 会 長	
会 長	
会 長 代 理	
副 会 長	
会 計	
書 記	
理 事	
事 務 局 長	
監 事	

運営委員

自 治 会 部 会	部 会 長	
	副 部 会 長	
公 民 館 部 会	部 会 長	
	副 部 会 長	
	副 部 会 長	
体 育 ・ 健 康 づ くり 部 会	部 会 長	
	副 部 会 長	
	副 部 会 長	
福 祉 部 会	部 会 長	
	副 部 会 長	
安 全 防 災 部 会	部 会 長	
	副 部 会 長	
	副 部 会 長	
地 域 振 興 ・ 環 境 部 会	部 会 長	
	副 部 会 長	
	副 部 会 長	

松尾住民自治協議会 基本理念



1. 私たちは、地域の声に耳を傾け、多くの住民が参加できるまちづくりを推進します。
2. 私たちは、安全・安心で、住み良い環境のまちづくりを推進します。
3. 私たちは、地域の伝統・文化を継承し、新しいまちづくりを推進します。
4. 私たちは、行政との協働を積極的に進めるまちづくりを推進します。

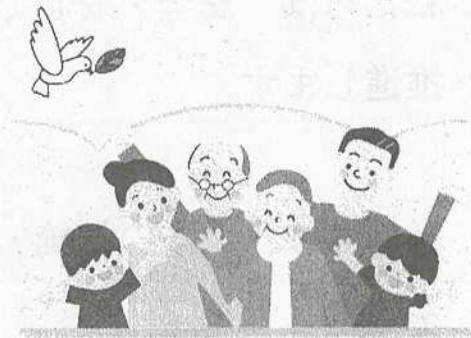
松尾まちづくり協議会 地域計画書（第二期）

I. 松尾地区の概要

- ◇ 地域の特性(地理・観光・歴史・文化・行事等)
- ◇ 松尾地区の年代別人口の推移
- ◇ 地域の主な問題・課題

II. 地域の将来像

- ◆ 将来像の考え方



III. 地域の目指す姿

- (1) 安全安心な地域防災活動のできるまち 《防犯防災部門》
- (2) 高齢者等が健康で愉しく過ごせるまち 《健康福祉部門》
- (3) 世代間を越えたコミュニケーションのできるまち 《生活・文化部門》
- (4) 自然環境を守り美しいまち 《環境エコ部門》

IV. まちづくりの具体計画

平成27年4月策定
令和 2年4月改定

I. 松尾地区の概要

◇ 地域の特徴(地理・観光・歴史・文化・行事等)

地理：松阪市の西部に位置し、市街地と中山間地域に囲まれた阪内川沿いに広がる9町(10自治会)からなる地域です。田畑に囲まれ、自然と住宅地が共存する地域です。

観光：立野町には中部台運動公園があり、野球場、テニスコート、芝生広場などがあります。また園内には、みえこどもの城もあり、休日には催しも多く、子どもや保護者の歓声などで賑やかになります。大足町には武道館、多目的グラウンド、ゲートボール場、テニスコートがあり、公共のスポーツ施設が充実しています。

文化：松尾地区の住民協議会は、岡山町、西野町、丹生寺町、立野町、岡本町、藤之木町、阿形町、大足町、平成町、桜通の10自治会の地域で構成されています。地域での活動は公民館・自治会・各種団体で構成される文化・教養部会、体育・健康づくり部会、福祉部会、安全防災部会、生活環境部会を中心に、地域の伝統・文化を継承し、新しい地域づくりを掲げ、あらゆる年代層が参加・参画でき共感しあえる行事を実施し、ひとつにまとまり、行動できることを目指して活動しています。また、住民の健康促進の一助として「めざせ！日本一健康なまち松尾」をスローガンに掲げ、健康づくりに積極的に取り組みます。

行事：主な地域の行事としては、地域一斉環境美化運動、ウォーキング大会を始め、夏の納涼大会、体育祭、敬老会、防災訓練、各種の福祉活動、一年を通しての交通安全指導や防犯パトロール、ふれあい図書館の運営等、年間を通して多種多様な行事を行っています。

◇ 松尾地区の年代別人口の推移

	松尾地区 の人口	年少人口 (14歳以下)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
2004年10月	5,560人	1,157人 (20.8%)	3,584人 (64.5%)	819人 (14.7%)
2009年12月	5,705人	1,011人 (17.7%)	3,731人 (65.4%)	963人 (16.9%)
2014年12月	5,643人	821人 (14.5%)	3,750人 (66.5%)	1,072人 (19.0%)
2019年12月	5,370人	652人 (12.1%)	3,484人 (64.9%)	1,234人 (23.0%)

(住民基本台帳及び外国人登録原票の登録数の合計数)

◇ 地域の主な問題・課題

○社会を取り巻く生活環境は大きく様変わりしつつあります。当地域では近年特に窃盗犯が増加傾向にあり、子供から高齢者まで、地域の人々が犯罪に巻き込まれないような防犯対策や見守り活動を地域でも講じる必要があります。

○松尾駐在所管内の交通事故の発生状況は、平成30年には98件（人身8・物件90）、令和元年には90件（人身3・物件87件）発生しています。中でも、地域内の主要4路線（国道166号、県道松阪第2環状線、同辻原西町線、同松阪嬉野線）での事故件数が高まっています。特にお年寄りや子供たちを交通事故から守るため、地域（地区）での支援策を講じると共に安全対策（歩車道の完全分離、白線等道路標示の明確化等）を講じるよう関係機関に強く働きかけていく必要があります。

また、地域の犯罪の発生状況は、窃盗犯（侵入盗・自販機ねらい）や知能犯（詐欺・器物損壊）等で平成29年には26件、平成30年・令和元年にはそれぞれ18件の被害が報告されています。

それらの犯罪を少しでも減らすため、青色防犯パトロールを継続して実施し、抑止力を高め、地域の防犯意識の向上に努める必要があります。

○当地区は、昭和57年に阪内川の堤防が決壊し氾濫しました。岡本町から大足町にかけて水が溢れ出し、住宅・農作物に大災害がもたらされました（通称57年災害）。その後河川は改修され、河川幅は約3倍に拡がり、今では親水公園等が整備され憩いの場にもなっています。

一方、河床は年々土砂が堆積し、近年にみられる局地的な大雨や短時間強雨には特に注意が必要です。

57年災害を風化させないよう防災訓練等を通して防災意識の高揚に努め、地域が一体となった活動を展開することが肝要です。

○少子高齢化は全国的にも高まりつつありますが、この地域でも加速しています。別表の「松尾地区の年代別人口の推移」では、2009年をピークに人口は減少に転じました。2019年と比較すると、年少人口は44%減少、それに対して高齢者人口は50%増加しています。今後、この状況はさらに大きく進むものと思われます。

自治会別では10地区の内8地区では高齢者が30%を超え、中には40%を超えている地区も見られます。

高齢者等が公共交通機関を利用して自由に出掛けることが出来、健康で楽しい生活が出来るために地域公共交通の運行を早期に実現し、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

○核家族化により子供から高齢者までが一緒に暮らす世帯が少なくなり、世代間の交流が少なくなってきました。自然・歴史・文化の継承や多彩な行事を通じて、世代を超えたコミュニケーションが図れる地域作りを進めます。

Ⅱ. 地域の将来像

みんなが安全で 安心して暮らせるまち

【 将来像の考え方 】

松尾地区は中山間地域に田園風景が広がり、中小河川から流れる水は阪内川を経て伊勢湾に流れる自然豊かな地域です。また、地区内には都市（運動）公園もあり、自然を利用したレクリエーション施設があります。このような地域の特性を活かして、地域住民が協働して子供たちを豊かに育み、互いが支え合って恒久的に安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

Ⅲ. 地域の目指す姿

(1) 安全安心な地域防災活動のできるまち《防犯防災部門》

地域のみんなでパトロールを行うなど住民が協力して犯罪や交通事故を減らし、いつ発生してもおかしくない地震や風水害による被害を最小限に抑えるために、地域住民が力を合わせて安全安心なまちづくりを進めます。

(2) 高齢者等が健康で愉しく過ごせるまち《健康福祉部門》

高齢者等の集える場やシニア層が活躍できる場の確保と健康づくりを推進して「日本一健康なまちづくり」を進めます。

また、地域公共交通を早期に運行できる体制づくりを進めます。

(3) 世代を越えたコミュニケーションのできるまち《生活・文化・健康づくり部門》

・生涯学習を推進して高齢者から若者、子供まで世代を越えた交流を生み出し、コミュニケーションが活発になるまちづくりを進めます。

・イベントや地域行事などを通して、時代の変化に対応した人材の育成と確保を図り、組織や事業等のあり方を検証し、自主財源の確保に努めます。

(4) 自然環境を守り美しいまち《環境エコ部門》

自然豊かな景観の保全を推進するとともに、ゴミ分別の徹底を図りゴミの減量化を推進する運動を展開します。また、地域の自然とマッチした美しいまちづくり、地域住民が連携して不法投棄を許さないまちづくりを進めます。

IV. まちづくりの具体計画

■ 分野別の地域計画

(1)安全安心な地域防災活動のできるまち《実施主体 防犯防災部門》

事業名	事業内容・行動計画	主体	スパン	予定時期	備考
1.交通安全指導	通学時等における交通安全指導を継続して行います。	自主		H27～ (継続)	
2.青色防犯パトロール	犯罪のない地域を目指し、青色防犯パトロール車により年間を通して管内のパトロールを継続して実施します。	自主		H27～ (継続)	
3.意識啓発	<p>災害時に行動のできる意識を醸成する取り組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚を図るための啓発を行います。 ・地域で地震・風水害を想定して、現場から避難所までの広い範囲での訓練を実施します。 ・松尾地域全体・地区ごとの学習会等の開催により、危機意識の向上を図ります。 ・定期的に防災に関する訓練・講習会を行います。 (小中高生にも計画から参加してもらう)。 	自主		H27～ (継続)	
4.避難所周知及び設置	<p>各地区の避難所を周知するとともに、その運営にかかる組織を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松尾地区の災害時に対応できる組織作りを行います(男女・年齢を問わずさまざまな人材で)。 ・避難所運営検討委員会で避難所運営に関するルール等を検討し、「避難所運営マニュアル」を完成させます。 ・防災訓練と併せて「避難所運営マニュアル」に基づいた避難所の運営を実践します。 	協働	中期	～R4 (継続)	

<p>5.水源の確保</p>	<p>災害時に共有できる井戸を調査し協力を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松尾地域の防災マップ（松尾見どころマップ）の見直しを随時進めます。 <p>《一時避難所・避難所の周知（災害別）、災害時共有井戸の周知・整備、各世帯の防災グッズとして必要な防災用品等の提示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸分布図を随時見直します。 災害の時に共有できる井戸の募集。 井戸の保有状況、提供の可否について調査を行い、提供してもらええる井戸水の水質検査を行う。 	<p>協働</p>	<p>中期</p>	<p>H29～ （継続）</p>	
----------------	--	-----------	-----------	----------------------	--

(2) 高齢者等が健康で愉しく過ごせるまち《実施主体 健康福祉部門》

事業名	事業内容・行動計画	主体	スパン	予定時期	備考
1. 敬老会の実施	地域の高齢者を対象に敬老会を実施します。	自主		H27～ (継続)	
2. 配食サービス・高齢者ふれあいの集い	高齢者等を対象に配食サービスや、ふれあいの集いを開催します。	自主		H27～ (継続)	
3. 高齢者や子どもにやさしいまちづくり	健康センター『はるる』、地域の民生委員の協力を得て、高齢者の食生活の改善や元気づくり事業を行うとともに、地域毎に宅老所（サロン）を開設し語らいの場を提供します。	協働	中期	～R6 (継続)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区毎に高齢者から子どもまでが、交流出来る体制を支援します（リーダーを養成し、企画・運営にあたる）。 ・ 各地区の集会所等でゲートボール、グラウンドゴルフ・ユニカール・クロリティー（輪投げ）などの軽い運動、カラオケ・囲碁などの趣味のサークルを開催し、地区間交流の促進を図ります。 ・ 上記の交流は各地区での実施を主とし、松尾地域での交流を年1回程度開催します。 	協働	長期	H27～ (継続)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの健康づくりのツールとして「やさしい畑」を活用して、野菜を育て、その野菜を学校給食に活用するなど、地域に貢献して頂く有志を応援します。 	自主	短期	R2～ (新規)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者…認知症の方々の見守り、支えあい、助け合い、生きがいづくりの勉強会、交流会を実施します。 ・ 子供から高齢者を対象としたスポーツ教室の実施、や指導者の育成に努めます。 ・ 高齢者の知恵や経験を活かして学校・幼稚園・地域で活動する環境ボランティア（草刈り、小修繕等）を募ります。 	協働	長期	～R6 (継続)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育アシスタント（昔の遊びを教える、校外学習等の安全確保）としての協力を要請します。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア層による協力体制の構築を検討します。（なにが出来るか、どこまで行うか等） ・これらの事業を実施するため、役員・有志による「見守り隊」の創設を推進します。 	自主	長期	～R6 (新規)	
4.公共交通の導入	<p>地域公共交通の運行について早期の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通検討委員会を起ち上げ行政と地域で協議を重ねてきました。その結果「第2次松阪市地域公共交通網計画」では推進検討地区に位置付けられました。行政・自治会・事業者と連携して早期の運行実施に向けて体制を構築していきます。 	協働	中期	～R3 (継続)	

(3)世代間を越えたコミュニケーションができるまち《実施主体 生活・文化部門》

事業名	事業内容・行動計画	主体	スパン	予定時期	備考
1.あいさつ運動	<p>常にあいさつができ、世代間の交流が進むまちづくりを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・”あいさつ運動”を継続して実施します。 ・地域行事等を開催し、子供と大人の交流の場をつくれます。 <p>※上記の実施にあたり「見守り隊」を創設します。</p>	自主		H27～ (継続)	
2.健康づくり運動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康づくりを目的として、地区健康ウォーキング大会、地区体育祭を継続して実施します。 	自主		H27～ (継続)	
3.交通事故のないまちづくり	<p>ルールを守り、交通事故のないまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心安全のための交通標識や道路整備の充実に向けた活動を行います。 ・交通安全対策を促す表示を増やします。 	協働	長期	H27～ (継続)	
4.文化祭	<p>小学校の文化祭に併せ、公民館趣味クラブによる展示を行い、誰もが文化に親しみやすい風土を醸成します。</p>	自主		H27～ (継続)	
5.納涼大会	<p>夏の一夜に盆踊り等を通じて地域住民が集い、コミュニケーションを図る場を提供します。</p>	自主		H27～ (継続)	

<p>6. 子育てをしやすい環境整備</p>	<p>子育てを支援してもらえるシステムづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい図書館の活用を機会ある毎に促します。 	<p>協働</p>	<p>長期</p>	<p>H27～ (継続)</p>	
<p>7. 自然・歴史・文化</p>	<p>各地区で伝えられている自然や歴史・文化を紹介します。</p> <p>◎伝統行事の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松尾地域に伝わる伝統行事を、地域の文化行事として紹介できる場を提供します。 ・地域の行事を DVD に収録し紹介します。 ・各地区の行事などを、公民館だよりなどで周知します。 ・おまつりラリー（例：松尾地区内で各地区のおまつりなどに参加してスタンプを押してもらう。全行事に参加した人に記念品を贈呈）を地域の協力を得て開催します。 ・各地域で引き継がれている風習にまつわる伝統芸能等の行事を紹介、発表する機会を企画します。（敬老会、文化祭開催時に紹介する） <p>◎地域の「語りべさん」を募集し、行事への協力をお願いします。</p> <p>◎地域の田園風景、里山等の見学会、勉強会を実施します</p> <p>◎地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産地域と消費者地域の協力を得て、月 1 回程度の地元「朝市」を開催するため、地域の JA の協力を得て実施の可能性を検討します。 	<p>自主</p>	<p>中期</p>	<p>H27～ (継続)</p>	

(4)自然環境を守り美しいまち《実施主体 環境エコ部門》

事業名	事業内容	主体	スパン	予定時期	備考
1.花いっぱい運動	種子、園芸資材を配布して、花などで癒し効果を促進し地域を明るくします。→配布方法等を見直します。	自主		H27～ (継続)	
2.不法投棄の防止活動	自治会や老人会と連携して、オリジナル看板を作り地域毎に設置します。 ・不法投棄されている場所を特定し、注意を促す看板を立てます。 ・不法投棄防止のための重点パトロールを実施します。 ・一斉清掃活動を行います。 ※上記の実施にあたり「見守り隊」を創設します。	自主	長期	R2～ (継続)	
3. ゴミの分別の推進	住民参加の環境イベントを開催します。 ・住民参加の環境イベントを開催し分別の大切さを理解できるよう啓発を行います。 ・清掃工場の見学会を行います。 (数年毎に実施)	自主	中期	H27～ (継続)	

令和3年度松尾住民自治協議会活動計画

- (1) 「イベントボランティアスタッフ」の募集について
昨年度に引き続き、各種イベントなどに協力してもらえるボランティアスタッフを募集します。
- (2) 地域防犯活動等について
松尾自治連合会と協働して地域の防犯活動（青色回転灯を装着したパトロール車によるパトロール等）に引き続き取り組むこととします。
- (3) 避難所運営の組織化について
今後予想される大規模災害に対応するため、避難所を運営するスタッフ等の養成を行います。
- (4) 公共交通の利用促進
少子高齢化が進む中で、買物や通院などの移動手段として「第二次松阪市地域公共交通網形成計画」に基づき、令和3年3月から地域公共交通（デマンドタクシー）が運行されました。誰もが利用しやすい地域公共交通を目指し、課題解決にあたります。
- (5) 「地域計画」の推進について
当協議会の方向性を定めた第二次の「地域計画」を適正に進めるための行程表を作成し、その検証を行います。
- (6) 住民自治協議会設立記念と「みえ松阪マラソン」支援
「住民自治協議会」の設立を記念した町名表示と「みえ松阪マラソン」を支援する取り組みを行います。

自治会部会

- (1) 一斉清掃活動
松尾地区の環境美化の一環として、5月～6月の期間に、松尾地区内の各地域において清掃活動を行います。
- (2) 防犯灯設置補助金交付について
松尾地区の自治会等が管理する防犯灯の新設又は取替えに要する経費の一部を補助することにより、夜間における犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりの推進を図ります。
- (3) 掲示板設置等補助金交付について
松尾地区の自治会等が、公共の目的をもって地域住民への広報に供するための掲示板の設置、又は修繕に要する経費の一部を補助することにより、地域のコミュニティ活動の推進を図ります。

公民館部会

- (1) 地区納涼大会
松尾小学校小運動場にて、7月31日（土）の夕刻に実施を予定しています。地区内全体のイベントとして、盆踊りや夏にふさわしいバザーを実施し、集客を図るとともに抽選会を行います。
- (2) 地区文化祭
小学校文化祭と同日開催します。公民館趣味クラブによる作品等の展示を市民センター館内で実施するとともに、楽しいバザーを行います。11月7日（日）開催予定。

(3) 公民館共催事業

- ・ふれあい学級（年間6回予定）
- ・一般講座（育児講演会、相可高校料理教室）
- ・ふれあい行事（ゲートボール大会、亀楽会、キッズクッキング）
- ・西ブロック公民館交流事業
- ・各種自主講座の開設

(4) その他「地域計画」を推進する事業に取り組みます。

体育・健康づくり部会

(1) 地区健康ウォーキング大会

「松尾見どころマップ」を活用し、健康づくりと地域の見どころ再発見を兼ねたウォーキング大会を開催します。終了後、参加者を対象に抽選会を行います。
開催予定時期：検討中

(2) 小学校運動会共催地区運動会

住民の交流を図ることを目的に、地区住民参加型の種目を実施します。
9月18日（土）開催予定。

(3) スポレク祭

地域住民の誰もが参加できる行事として開催します。10月頃開催予定。

(4) 健康づくり講座

住民の健康意識向上を目的として、地区の成人の方を対象に健康づくりに関する講座を開催します。

(5) 健康づくりスポレク支援について

「めざせ！日本一健康なまち松尾」をスローガンに掲げ、住民の健康維持を図り、地域間の交流、福祉の向上を目指し、前年度に引き続き「おもてなし抽選会」を実施するとともに、各種スポーツやレクリエーション等を自主運営する競技会を支援します。

(6) その他「地域計画」を推進する事業に取り組みます。

福祉部会

(1) 福祉諸講座

高齢者福祉等に関する諸講座を実施します。開催予定時期：検討中

(2) 地区敬老会

松尾小学校体育館にて、75歳以上の方々を対象に敬老会を実施します。多くの方に参加してもらえらるようなイベント内容を計画します。また、敬老会に合わせて80歳以上の方々を対象に、敬老記念品を配布します。10月開催予定。

(3) 福祉講演会

小学校PTAとの共催により、福祉に関する講演会を実施します。6月開催予定。

(4) 高齢者の集い（鶴亀ふれあいの集い）

高齢者の一人暮らしや高齢者だけでお暮らしの方々と会食を共に楽しみ、親睦を図ります。7月開催予定。

(5) 配食サービス

高齢者だけでお暮らしの方々にお弁当を配食します。2月頃実施予定。

(6) 高齢者見守り隊

高齢者の見守り隊の組織化を検討します。

- (7) 児童と高齢者の交流事業
遊び道具等を児童と一緒に作製したり、それを使った遊びを行うことにより、松尾の保育児童等と世代間交流を図ります。
- (8) 高齢者 健康交流事業
高齢者健康維持や引きこもり防止と地域間交流を図ることを目的に、ユニカール大会（7月）、ゲートボール大会（10月）、シニアクッキングを実施します。
- (9) その他「地域計画」を推進する事業に取り組みます。

安全防災部会

- (1) 上級救急救命講習会
自然災害時等の負傷者の救命・救護に対応するための講習会を実施します。10月31日（日）開催予定。
- (2) 松阪市地域防災活動推進助成金活用事業
松阪市の地域防災活動推進助成金を活用した諸活動を行うことにより、松尾地区の防災活動の活性化を目指します。
- ①地域防災活動事業
1. 防災資機材等修繕費
松尾地区の自治会所属の自主防災隊が所有する防災資機材の修繕等に係る経費について各自治会からの要望をとりまとめ、自治会に助成金を交付します。
 2. 防災訓練に係る経費
各自治会からの防災資機材等修繕費の申請がない場合、必要に応じて松尾まちづくり協議会が行う防災訓練に係る経費の助成を市に申請します。
- ②防災士支援事業
松尾まちづくり協議会に所属する防災士が、防災士会に納める年会費を負担します。
- (3) 防災訓練
大規模災害時に対応できる避難訓練、避難所運営訓練を行います。2月20日（日）開催予定。
- (4) 指定避難所備蓄品等調査及び避難者名簿等設置事業
大規模災害時に指定避難所及び備蓄品が有効に活用されることを目的として、松尾地区内の指定避難所における備蓄品の品目、数量、保管場所、施設管理者等に関する情報を継続して調査します。また、指定避難所に設置してある避難者名簿を新たな簡易受付表並びに避難者名簿に置き換えます。
- (5) 備蓄品整備事業
大規模災害時の避難所における、備蓄品の適正な保管をするとともに必要な物資の備蓄を進めます。
- (6) 災害時関連事業
- ①災害時協力井戸の検査
当協議会の災害時協力井戸に登録された井戸の水質検査を行います。
 - ②大規模災害時における防災へのスキルアップ講座
避難所運営ゲーム（HUG）を行います。11月28日（日）開催予定。
- (7) 子どもの交通事故防止活動
交通安全協会と連携して、毎月11日「交通安全の日」の通学時に地区内の交通要衝地に立ち、通学児童の安全誘導を行います。

(8) 地域イベントの交通安全整理の実施

主催団体の要請に基づき、参加者の交通安全を図るために、駐車場への案内及び歩行者の道路横断の交通整理を行います。

(9) 高齢者向けの交通安全講習会の実施

増加傾向にある高齢者の交通事故防止を図るため、70歳以上の高齢者を対象とした交通安全講習会を実施することで、安全意識の高揚を目指します。

(10) 青色防犯パトロールの実施

自分たちが住む地域を守るボランティア防犯活動として、警察署と連携してパトロール車の運行計画の作成・実施を行います。また、新規パトロール要員や3年毎の更新者の講習会を実施します。

(11) その他「地域計画」を推進する事業に取り組みます。

地域振興・環境部会

(1) 景観対策事業

松尾地区の景観保全と緑化推進活動等の一環として、環境美化活動に取り組みます。

(2) あいさつ運動・不法投棄の防止活動

あいさつ運動・不法投棄防止の啓発のため、幼稚園児・小学校児童にポスターを描いてもらい、そのポスターを使った看板等を作製し、地区文化祭等にて展示します。

(3) 「正しいごみの分別」事業

ごみの分別啓発を図るため、松阪市クリーンセンターの見学会を実施します。

(4) 松尾ふれあい図書館の活用について

松尾小学校図書室に開設した「松尾ふれあい図書館」の充実及びボランティア活動等について支援を行います。

(5) 地域振興事業

地域の新しい振興策を模索し、その推進に努めます。

(6) みえこどもの城との事業支援について

当協議会と中部台運動公園内にある「みえこどもの城」が連携を執り、互いに事業支援を行うことにより、地域住民が事業に参加しやすい環境を整えます。

(7) その他「地域計画」を推進する事業に取り組みます。

令和3年度 松尾住民自治協議会 収支予算書

[収入の部]

(単位:円)

項目	予算額	前年度実績	備考
前年度繰越金	1,510,037	1,221,752	
松阪市交付金	3,564,600	2,556,000	活動交付金 2,359,000円 元気応援事業交付金 400,000円 広報活動交付金 805,600円
助成金	265,300	327,420	地域福祉活動助成金(前期) 50,000円 地域福祉活動助成金(後期) 50,000円 小地域福祉活動団体助成金 82,000円 小地域福祉活動助成金 50,000円 住民自治協議会連合会地域振興費 33,300円
地域負担金	5,973,200	1,303,300	自治会負担金 1,568,800円 赤十字募金等 2,042,800円 地域振興事業費 1,228,800円 公共交通協賛金 1,132,800円
福祉基金繰越金	500,000	500,000	
諸収入	200,000	220,125	雑収入
合計	12,013,137	6,128,597	

支出の部

部会	項目	予算額	前年度実績	備考
自治会部会	一斉清掃事業	80,000	80,000	各自治会単位で実施
	防犯灯等補助	450,000	390,770	防犯灯・掲示板補助
	自治会活動費	1,924,400		自治会活動補助費
	負担金・補助金	2,092,800		各種募金等2,042、期成会等50
	計	4,547,200	470,770	
公民館部会	松尾地区納涼大会	450,000	0	原材料費、抽選会、スタッフ弁当等、お礼
	地区文化祭	230,000	95,446	バザー材料費、スタッフ弁当、ガス代、お礼、消耗品等
	公民館共催事業	150,000	15,950	事業費150
	計	830,000	111,396	
体育・健康づくり部会	地区健康ウォーキング大会	150,000	0	講師謝金、啓発物品、参加者飲料、賞品代等
	小学校共催地区運動会	30,000	5,888	交通指導員等弁当代
	健康づくり講座、スポレク祭	200,000	100,879	原材料費、啓発物品、参加者飲料代等
	健康づくり支援事業	400,000	283,240	健康づくり支援補助・おもてなし抽選会
	計	780,000	390,007	
福祉部会	福祉諸講座	20,000	0	
	地区敬老会	600,000	522,942	出演者お礼、参加者お弁当・饅頭・お茶代、記念品等
	福祉講演会	20,000	0	福祉講演会講師謝金
	高齢者の集い	100,000	0	出演者お礼、参加者お弁当・お茶代等
	配食サービス	120,000	107,240	配食弁当代等
	高齢者見守り隊	20,000	0	
	児童と高齢者の交流事業	80,000	0	材料費等
	高齢者健康交流事業	80,000	0	参加記念品
	計	1,040,000	630,182	
安全防災部会	普通・上級救急救命講習	60,000	0	参加者お弁当・お茶代
	松阪市地域防災活動推進助成金活用事業	45,000	10,406	地域防災活動事業、防災士資格取得支援事業
	防災訓練	150,000	93,233	講師謝金、訓練用資材、参加者お茶代等
	指定避難所備蓄品等調査及び避難者名簿等設置事業	10,000	1,007	防災用品及び避難所備蓄品
	備蓄品整備事業	130,000	186,870	
	災害時関連事業	50,000	0	
	交通安全対策事業	20,000	8,360	
	計	465,000	299,876	
地域振興・環境部会	景観対策事業	50,000	0	資材費
	あいさつ運動・不法投棄の防止活動	30,000	18,000	
	「正しいごみの分別」事業	50,000	0	
	松尾ふれあい図書館運営費	100,000	11,114	図書館・保険代・諸雑費等
	地域振興事業費	100,000		振興費
	計	330,000	29,114	
事務局費	会議費	50,000	46,651	各種会議飲料
	事務用品・機材費・謝礼	50,000	142,057	コピー用紙、インク代、広告料、事務機材等、寄附金の謝礼
	保険代・イベント関連費	100,000	92,947	各事業に対する保険、事務員労働保険料、協賛金御礼タオル
	役職者行動費	300,000	164,700	役員及び運営委員・旅費等実費弁償費
	地域計画推進費	10,000	2,970	進行管理
	人件費	830,000	729,000	事務員人件費
	交際費	30,000	0	
	備品購入費	50,000	265,424	
	車両維持費	200,000	94,390	燃料、保険、修繕費、車検等
	計	1,620,000	1,538,139	
委員会等	災害緊急対策費	100,000	0	災害時等の破損対応
	公共交通対策費	1,133,000	380,250	1416戸
	元気応援事業	650,000	268,826	住民自治協議会設立記念及びみえ松阪マラソン支援事業
	予備費	17,937	0	
	福祉基金	500,000	500,000	元地区福祉会の積立金
	合計	12,013,137	4,618,560	

・予算額に過不足が生じたときは、運営委員会及び役員会の承認を得て流用することができる。

令和3年度松尾住民自治協議会地域選出代議員名簿

氏名	性別	年齢	職業	住所	備考
(This area is intentionally blank for the list of members.)					
会 長	〃	〃	〃	〃	〃
副 会 長	〃	〃	〃	〃	〃
会 員	〃	〃	〃	〃	〃
監 査 員	〃	〃	〃	〃	〃